

第134回

定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2019年6月25日（火曜日）
午前10時 受付開始：午前9時

開催場所 当行本店3階大会議室
群馬県前橋市元総社町194番地

目次

ごあいさつ 1

■ 第134回定時株主総会招集ご通知 ... 2

■ 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 5

第2号議案 取締役9名選任の件 ... 6

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式
及び業績連動型株式報酬制度に
係る報酬決定の件 16

添付書類

■ 第134期事業報告 24

■ 計算書類 44

■ 連結計算書類 46

■ 監査報告書 48



ごあいさつ

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素から群馬銀行をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当行は、1932年設立以来、さまざまな社会・経済の変遷のなかで、地域のリーディングバンクとして地域社会の発展を常に考えて行動するとともに、経営体質の強化に努め、今日の基盤を築いてまいりました。これもひとえに株主の皆さまの温かいご理解、ご支援の賜と深く感謝しております。

当行では本年4月から2022年3月までの3年間を計画期間とする『2019年 中期経営計画「Innovation 新次元」～価値実現へ向けて～』を開始いたしました。「金融サービスの革新により、お客さまニーズに応え、価値を実現する地域金融グループ」をめざし、諸施策を展開してまいります。

第134回定時株主総会の開催にあたり、ここに招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いに存じます。



2019年6月

代表取締役頭取

齋藤 一雄

証券コード8334
2019年6月3日

株主各位

群馬県前橋市元総社町194番地

株式会社 群馬銀行

代表取締役頭取 齋藤一雄

第134回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第134回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

■郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

■インターネット等による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト [\[https://www.e-sokai.jp\]](https://www.e-sokai.jp) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時

2. 場 所 群馬県前橋市元総社町194番地
当行本店3階大会議室

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第134期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
2. 第134期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令及び当行定款第16条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.gunmabank.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」監査役が監査した事業報告、計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類及び連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。会計監査人が監査した計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類及び連結計算書類のほか、上記②及び③の事項となります。
- (3) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.gunmabank.co.jp/ir/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎ 当日当行では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

株主総会ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2019年6月25日(火曜日)
午前10時 受付開始：午前9時

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに「日本証券代行株式会社代理人部」に到着するようご返送ください。なお同封の「個人情報保護シール」をご利用ください。

行使期限

2019年6月24日(月曜日)
午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



当行指定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき次ページの画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。



議決権行使ウェブサイト
<https://www.e-sokai.jp>

行使期限

2019年6月24日(月曜日)
午後5時まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合

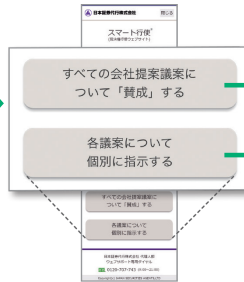
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

STEP 1



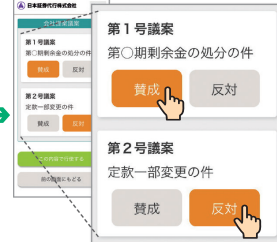
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

STEP 2



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

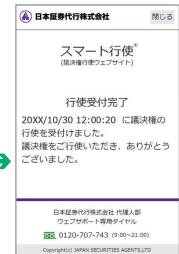
STEP 3



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

※上記画像はイメージです。実際の画面とは異なります。

STEP 4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

ご確認ください！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、下記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。

パソコンの場合（議決権再行使の場合）

STEP 1

議決権行使ウェブサイト
にアクセス
<https://www.e-sokai.jp>



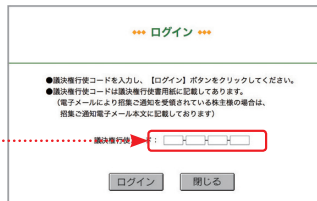
〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉
<https://www.e-sokai.jp>へ遷移します。

STEP 2

インターネットによる
議決権行使についてを
お読みいただき、「次へ
すすむ」をクリック

STEP 3

議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」を入力し、
「ログイン」をクリック「パスワード」
を入力し、「次へ」をクリック



〔ご注意事項〕

●議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関する お問い合わせ先



インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては
右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時（土曜、日曜、祝日も受付）

以上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

利益の株主還元につきましては、財務体質の強化に努めるとともに安定的な配当を継続する基本方針の下、業績連動型の株主還元を実施することとしております。なお、配当と自己株式取得額を合わせた株主還元率は、当面、単体当期純利益に対して40%を目安としております。

当期の剰余金の処分につきましては、内部留保に意を用いるとともに、当期の収益状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、当期の年間配当総額と自己株式取得額を合わせた株主還元率は、単体の当期純利益に対して41.9%となります。

1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金 銭
2	株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額	当行普通株式1株につき 金7円 配当総額 2,987,759,376円 (なお、中間配当金として1株につき6円をお支払いいたしますので、当期の年間配当金は1株につき13円となります。)
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月26日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目及びその額	別途積立金 15,000,000,000円
2	減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金 15,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者 番号	氏 名					現在の当行に おける地位	取締役会 出席状況
1	再任	さい 齋	とう 藤	かず 一	お 雄	取締役頭取	14回中14回出席 (100%)
2	再任	ふか 深	い 井	あき 彰	ひこ 彦	専務取締役	14回中14回出席 (100%)
3	再任	ほり 堀	え 江	のぶ 信	ゆき 之	専務取締役	14回中14回出席 (100%)
4	再任	はな 花	さき 崎		さとし 哲	常務取締役	11回中11回出席 (100%)
5	新任	ゆ 湯	あさ 浅	ゆき 幸	お 男	常務執行役員	—
6	新任	いの 井	うえ 上		さとし 聰	常務執行役員	—
7	新任	いり 入	さわ 澤	ひろ 広	ゆき 之	常務執行役員	—
8	再任	む 武	とう 藤	えい 英	じ 二	社外取締役 候補者	14回中14回出席 (100%)
9	再任	こん 近	どう 藤		じゅん 潤	社外取締役 候補者	14回中14回出席 (100%)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	さいとう かずお 齋藤 一雄 (1949年1月12日) 再任 所有する当行の 株式の数 40,484株	1972年 4 月 当行入行 1995年 6 月 当行太田西支店長 1998年 4 月 当行総合企画部副部長 2001年 6 月 当行秘書室長 2003年 6 月 当行東京支店長 2004年 6 月 当行執行役員審査部長 2005年 6 月 当行取締役兼執行役員審査部長 2006年 6 月 当行常務取締役審査部長 2006年 7 月 当行常務取締役審査部長 秘書室担当 2007年 6 月 当行常務取締役 リスク統括部、秘書室担当 2009年 6 月 当行専務取締役 総合企画部、人事部、秘書室担当 2011年 6 月 当行代表取締役頭取 全般及び監査部担当 2015年 6 月 当行代表取締役頭取 全般（現在）
【取締役候補者とする理由】 審査部門、企画部門のほか、人事・秘書部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2005年6月から取締役を、2011年6月からは代表取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
2	ふか い あき ひこ 深井 彰彦 (1960年11月3日) 再任 所有する当行の 株式の数 12,058株	1984年 4 月 当行入行 2003年 6 月 当行大阪支店長 2005年 6 月 当行桐生支店長 2007年 6 月 当行太田支店長 2009年 6 月 当行リスク統括部長 2011年 6 月 当行総合企画部長 2013年 6 月 当行取締役総合企画部長 2014年 6 月 当行常務取締役営業統括部長 2015年 6 月 当行常務取締役 総合企画部、システム部、 東京事務所担当 2016年 6 月 当行常務取締役 総合企画部、システム部、 東京事務所、秘書室担当 2017年 6 月 当行専務取締役 総合企画部、システム部、 東京事務所、秘書室担当 2017年10月 当行専務取締役 総合企画部、システム部、 秘書室担当 2018年 6 月 当行専務取締役 総合企画部、人事部、 秘書室担当（現在）
【取締役候補者とする理由】 企画部門、システム部門のほか、営業部門、リスク管理部門、人事・秘書部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2013年6月から取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
3	ほり え のぶ ゆき 堀 江 信 之 (1956 年 1 月 10 日) 再 任 所有する当行の 株式の数 14,335株	1978年 4 月 当行入行 2000年 2 月 当行深谷上柴支店長 2002年 3 月 当行人事部主任人事役 2004年 6 月 当行人事部副部長 2005年 6 月 当行熊谷支店長 2007年 6 月 当行法人部長 2009年 6 月 当行執行役員宇都宮支店長 2011年 6 月 当行執行役員人事部長 2012年 6 月 当行取締役兼執行役員人事部長 2013年 6 月 当行取締役人事部長 2014年 6 月 当行常務取締役コンプライアンス部長 2015年 6 月 当行常務取締役 リスク統括部、 コンプライアンス部、総務部担当 2016年 6 月 当行常務取締役 人事部、リスク統括部担当 2017年 6 月 当行専務取締役 営業統括部、ローン営業部、 コンサルティング営業部担当 2017年10月 当行専務取締役 営業統括部、ローン営業部、 コンサルティング営業部、 資産形成サポート部担当（現在）
【取締役候補者とする理由】 人事部門のほか、営業部門、コンプライアンス部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2012年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。 こうした経験や知見を活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
4	はな さき さとし 花 崎 哲 (1958 年 9 月 21 日) 再任 所有する当行の株式の数 40,808株	1981年 4 月 当行入行 2001年10月 当行本庄南支店長 2003年10月 当行営業統括部主任推進役 2006年 2 月 当行春日部支店長 2008年 6 月 当行深谷支店長 2010年 6 月 当行法人部長 2011年 6 月 当行大宮支店長 2013年 6 月 当行執行役員大宮支店長 2013年 7 月 当行執行役員太田支店長 2016年 6 月 当行執行役員東京支店長 2017年 6 月 当行常務執行役員東京支店長 2018年 6 月 当行常務取締役 市場金融部、 国際営業部担当（現在） 2018年10月 群馬財務（香港）有限公司董事長（現在）
	【取締役候補者とする理由】 常務執行役員東京支店長として京浜ブロックの責任者、また太田ブロック、大宮ブロックの責任者を務めるなど、現場感覚に優れ、当行の業務に精通しております。また、2018年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
5	ゆ あさ ゆき お 湯 浅 幸 男 (1 9 5 9 年 8 月 9 日) 新任 所有する当行の 株式の数 12,000株	1983年 4 月 当行入行 2002年10月 当行吹上支店長 2005年 8 月 当行人事部主任人事役 2006年 7 月 当行営業統括部主任推進役 2008年 6 月 当行営業統括部副部長兼営業戦略室長 2009年 6 月 当行大宮支店長 2011年 6 月 当行個人金融資産部長 2012年10月 当行個人部長 2014年 6 月 当行執行役員人事部長 2016年 6 月 当行執行役員待遇 出向 ぐんざん証券株式会社代表取締役社長 2017年 6 月 当行常務執行役員待遇 出向 ぐんざん証券株式会社代表取締役社長（現在）
	【取締役候補者とする理由】 当行グループ会社ぐんざん証券株式会社代表取締役社長を務めており、また人事部門、営業部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、新任の取締役候補者となりました。	
6	いの うえ さとし 井 上 聡 (1 9 6 0 年 4 月 2 日) 新任 所有する当行の 株式の数 8,300株	1983年 4 月 当行入行 2003年 2 月 当行中泉支店長 2005年 6 月 当行武蔵浦和支店長 2007年 4 月 当行東京支店副支店長 2010年 2 月 当行富岡支店長 2011年 6 月 当行法人部長 2014年 6 月 当行執行役員高崎支店長 2017年 6 月 当行常務執行役員営業統括部長（現在）
	【取締役候補者とする理由】 常務執行役員営業統括部長として当行の営業部門の責任者、また高崎ブロック、西毛ブロックの責任者を務めるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、新任の取締役候補者となりました。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
7	いり さわ ひろ ゆき 入澤 広之 (1960年6月26日) 新任 所有する当行の 株式の数 10,000株	1984年 4 月 当行入行 2003年10月 当行高崎支店統括次長 2005年 6 月 当行所沢法人営業所（出張所）開設準備委員長 2006年10月 当行所沢支店長 2006年12月 当行審査部主任審査役 2009年 6 月 当行審査部審査業務室長 2011年 6 月 当行熊谷支店長 2014年 6 月 当行総務部長 2016年 6 月 当行執行役員総合企画部長 2018年 6 月 当行常務執行役員総合企画部長（現在）
【取締役候補者とする理由】 企画部門のほか、審査部門、総務部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、新任の取締役候補者としました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
8	むとうえいじ 武藤英二 (1949年1月2日) 再任 社外取締役 候補者 所有する当行の 株式の数 5,300株	1971年 7 月 日本銀行入行 1993年 5 月 日本銀行下関支店長 1998年 9 月 日本銀行考査局長 2000年 5 月 日本銀行名古屋支店長 2002年 2 月 日本銀行理事 2006年 6 月 株式会社N T T データ経営研究所取締役会長 2007年 5 月 株式会社高島屋社外監査役（現在） 2010年 6 月 みずほ信託銀行株式会社社外取締役 2010年11月 一般財団法人民間都市開発推進機構理事長 2015年 6 月 当行取締役（現在）
	【社外取締役候補者とする理由等】 日本銀行の考査局長、理事等を務めるなど、金融全般における高度な専門性と幅広い見識を有しております。また、2015年6月から当行の社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者としました。当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
9	こん どう じゅん 近 藤 潤 (1950年7月20日) 再任 社外取締役 候補者 所有する当行の 株式の数 10,800株	1976年4月 株式会社SUBARU（当時の商号：富士重工業株式会社） 入社 2003年6月 同社執行役員スバル製造本部長兼群馬製作所長 2004年5月 同社執行役員スバル原価企画管理本部長兼コスト企画部長 2004年6月 同社常務執行役員スバル原価企画管理本部長 2006年6月 同社常務執行役員スバル原価企画管理本部長兼 スバル購買本部副本部長 2007年4月 同社常務執行役員戦略本部長兼スバル原価企画管理本部長 2008年6月 同社取締役兼専務執行役員戦略本部長 2009年4月 同社取締役兼専務執行役員 2010年6月 群馬テレビ株式会社社外取締役 2011年6月 株式会社SUBARU代表取締役副社長 2016年6月 当行取締役（現在） 2017年6月 株式会社SUBARU取締役会長
	【社外取締役候補者とする理由等】 株式会社SUBARUの取締役会長を務めるなど、企業経営についての豊富な経験及び幅広い見識を有しております。また、2016年6月から当行の社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者としてしました。当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当行が定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。	

(注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。

2. 武藤英二氏及び近藤潤氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当行は、株式会社SUBARUと通常の営業取引を行っております。近藤潤氏は、2018年6月に株式会社SUBARUの取締役を退任し、特別顧問に就任しました。

4. 近藤潤氏が2018年6月まで取締役を務めた株式会社SUBARUにおいて、2017年10月に発覚した「完成検査に係る不適切な取り扱い」に関し、国土交通省から業務改善指示書を受領し、調査結果を同年12月に国土交通省に提出しました。また、調査過程で発覚した「燃費・排出ガス測定データの不正な書き換え」についても、2018年4月に国土交通省に報告しました。

5. 責任限定契約について

当行は、社外取締役として期待された役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。当行は武藤英二氏及び近藤潤氏との間で、責任限定契約を締結しておりますが、両氏が再任された後は、当行は両氏との当該契約を継続する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

・会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(ご参考) 当行における社外役員の独立性判断基準は、15ページに記載しております。

(ご参考)

＜独立性判断基準の概要＞

○当行における社外取締役または社外監査役候補者は、以下のいずれの要件にも該当しない場合に当行に対する独立性を有すると判断いたします。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合には業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額（注１）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
- (4) 最近（注２）において、上記（１）（２）（３）に該当していた者。
- (5) 次のAからDまでのいずれかに掲げる者（重要（注３）でない者を除く）の近親者（注４）。
 - A. 上記（１）から（４）に掲げる者
 - B. 当行の子会社の業務執行者
 - C. 当行の子会社の業務執行者でない取締役
 - D. 最近において、B、Cまたは当行の業務執行者に該当していた者

（注１）多額…過去３年平均で1,000万円以上の金額をいう。

（注２）最近…実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定した時点などをいう。

（注３）重要…業務執行者については役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士の資格を有する者をいう。

（注４）近親者…二親等以内の親族をいう。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

本議案の趣旨及び概要について

本議案は、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬について、当行の株式価値や業績との連動性を強化する変更を行うものです。株主の皆さまと同じ目線で経営することに資する制度の導入であり、株主の皆さまの中長期的な利益に適うものと考えております。

なお、株式報酬の限度額につきましては、年額120百万円以内とし、現状からの変更はございません。

【社外取締役を除く取締役に対する報酬制度のイメージ】

	(現金報酬)	(株式報酬)
(現状)	月額報酬及び賞与 年額360百万円以内	株式報酬型ストックオプション 年額120百万円以内
(新制度)	月額報酬及び賞与 年額360百万円以内	譲渡制限付株式報酬 業績連動型株式報酬 年額120百万円以内

※現金報酬は変更ございません。

※株式報酬の限度額は年額120百万円以内で変更ございません。

当行の取締役の報酬等の額は、2012年6月26日開催の第127回定時株主総会において、取締役に対する賞与相当額も含めた報酬額を年額360百万円以内、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額を年額120百万円以内とすることをご承認いただいております。

今般、当行は、役員報酬制度の見直しの一環として、当行の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、現行の株式報酬型ストックオプション報酬制度に代え、対象取締役に対して、新たに「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」制度（以下「本制度」と総称する。）を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役に対して、一定期間継続して当行の取締役を務めることを条件とする「譲渡制限付株式報酬」と、当該条件に加え当行取締役会が予め定めた業績等評価指標の達成状況を条件とする「業績連動型株式報酬」を付与するための金銭報酬債権を新たに支給することといたしたいと存じます。これに伴い、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、現行の株式報酬型ストックオプション報酬枠を既に付与済みのものを除き廃止することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」制度を合わせて、年額120百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は7名となります。

=====

以下、本制度の内容について記載しております。

本制度の内容

対象取締役は、本制度に基づいて、取締役会決議により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当行の普通株式の総数は年50万株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当行普通株式の株式分割等、本制度に基づき発行又は処分をされる株式総数の調整が必要となった場合は、株式の分割比率等に沿って、当該総数を調整いたします。

なお、その1株当たりの払込金額は上記取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所の当行普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において決定いたします。

(1) 譲渡制限付株式報酬制度の概要

譲渡制限付株式報酬制度は、原則として毎事業年度、対象取締役に当行の普通株式を発行又は処分し、下記①に定める譲渡制限期間にわたり、その保有を義務付けるものです。そのため、当行と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。

①譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

②退任時の取扱い

対象取締役が各年の定時株主総会終結時からその翌年の定時株主総会終結時までの期間（以下、「役務提供期間」という。）の満了前に当行の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当行は、本割当株式を当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当行は、対象取締役が役務提供期間中、継続して当行の取締役の地位にあったことを条件として、原則、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が任期満了時に再任されない場合は、本割当株式の全部について、原則、退任時に譲渡制限を解除する。また、当該対象取締役が上記②に定める正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当行の取締役の地位を退任した場合は、在任期間に応じた数の本割当株式について、原則、退任時に譲渡制限を解除する。

④組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約等、一定の組織再編成が当行の株主総会または当行の取締役会で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間に応じた数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

⑤その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当行の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当行の執行役員に対しても、譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定であります。

(2) 業績連動型株式報酬制度の概要

業績連動型株式報酬制度は、3事業年度を対象期間とし、対象取締役の役位に基づく変動報酬標準額を、取締役会が予め定めた業績等評価指標の対象期間終了時における達成状況に応じて、0～200%の範囲で調整した金額に相当する数の当行の普通株式を対象期間終了後に交付する制度であり、パフォーマンス・シェアと呼ばれるものです。

初回の対象期間は2020年3月31日に終了する事業年度から2022年3月31日に終了する事業年度とし、以後、前対象期間の最初の事業年度の翌事業年度から始まる連続した3事業年度を対象期間とします。対象期間中に対象取締役が退任する場合においては、対象期間中の在任期間に応じて調整した数の当行の普通株式を対象期間終了後に交付いたします。

業績連動型株式報酬制度における対象期間（業績評価期間）や報酬の支給時期、評価指標の内容、具体的な報酬額算定方法の決定プロセス等につきましては、後掲の「役員報酬基本方針」をご覧ください。

なお、報酬額を算定するための評価指標や算定方法は、取締役会において決定してまいりますが、初回の対象期間につきましては、以下の4指標を採用し、達成状況に応じて、報酬額を算定いたします。また、対象取締役に対する当行の普通株式の交付は対象期間終了後に行うため、本制度の導入時点では、交付する株式数は確定しておりません。

指標の分類	評価指標
利益指標	1株当たり連結当期純利益（連結EPS）
効率性指標	連結業務粗利益経費率（連結OHR）
株主価値指標	株主総利回り（TSR）
非財務指標	SDGs経営指標（当行としてのSDGs達成への貢献を測る指標）

以 上

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、以下の「役員報酬基本方針」を取締役会決議により制定いたします。

役員報酬基本方針

当行は役員報酬基本方針（以下「本方針」という）を策定し、本方針に基づいた考え方や手続きに則って、取締役報酬および監査役報酬に関する事項を決定する。

1. 取締役報酬制度における基本的な考え方

- 当行の経営方針の実現に資する取締役報酬制度とするべく、コーポレートガバナンス・コードの諸原則に基づき、取締役報酬制度における基本的な考え方を以下のとおり定める。
 - ・当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献意欲を高めるものであること
 - ・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
 - ・業績との連動性を適切に保ち、健全なインセンティブとして機能するものであること
 - ・不適切なリスクテイクに傾斜することのないものであること
 - ・優秀な経営人材を登用または確保できるものであること
 - ・取締役は一義的に当行全体の業績に責任を負う立場であることから、インセンティブ報酬を支給する際の個人別評価は、主管業務の業績よりも当行全体の業績への貢献に重きを置くものであること
 - ・客観性および透明性のある決定プロセスによるものであること

2. 報酬等の決定に関するガバナンス

- 以下の事項について、別に定める報酬諮問委員会規程に基づき、委員3名以上、かつ委員の半数以上を独立社外取締役により構成する報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて審議を行ったうえで、取締役会が報酬諮問委員会からの助言・提言を踏まえて決定する。
 - ・取締役報酬および監査役報酬に関する株主総会議案
 - ・取締役報酬に関する方針（本方針を含む）
 - ・取締役報酬に関する制度（個人別の報酬内容を含む）
 - ・上記各事項を審議するために必要な方針等、各事項に関して報酬諮問委員会が必要と認めた事項
- 監査役報酬は、監査役の協議によって決定する。

3. 報酬構成

(1) 社外取締役を除く取締役

【報酬構成の概要】

報酬の特徴	基本報酬	変動報酬		
		短期インセンティブ報酬	中長期インセンティブ報酬	
現金／株式	現金報酬		株式報酬	
業績連動性	業績非連動	短期業績連動	業績非連動	中長期業績連動
報酬の名称	月額報酬	賞与	譲渡制限付株式	パフォーマンス・シェア

- 社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績等によって変動する「変動報酬」により構成する。
- 「変動報酬」は、事業年度ごとの業績に基づく短期インセンティブ報酬としての「賞与」と、中長期的かつ持続的な企業価値向上につなげる中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬」により構成する。
- 「株式報酬」はさらに、一定期間継続して当行の取締役を務めることを条件とする事前交付型の「譲渡制限付株式報酬」と、当該条件に加え予め定めた業績等評価指標の達成状況を条件とする事後交付型の業績連動型株式報酬である「パフォーマンス・シェア」により構成する。
- 各人の報酬構成割合は、報酬の絶対額等も勘案し、目指す水準を「基本報酬：短期インセンティブ報酬：中長期インセンティブ報酬＝3：1：1」とする。

(2) 社外取締役および監査役

- 社外取締役および監査役の報酬は、それぞれの役割や独立性を考慮し、基本報酬のみにより構成する。

4. 報酬水準

- 当行の業績の状況をはじめ、当行を取り巻く環境や社会経済情勢、業界動向等を踏まえ、当行として適切な水準を決定する。
- また、地域のリーディングカンパニーとして、地域企業の経営者報酬と比較して相応のクラスに位置する水準であるよう意識するとともに、外部調査機関による調査（いわゆる役員報酬サーベイ等）へ定期的に参加することにより、当該調査データを参考に決定する。

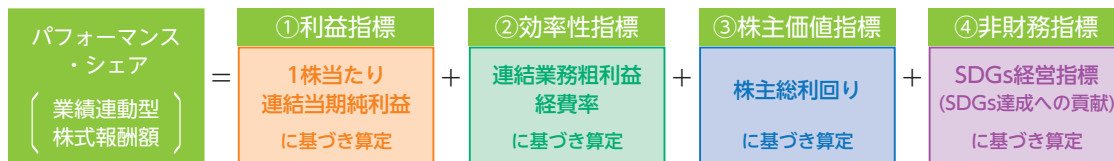
5. 業績連動報酬

(1) 賞与

- 短期インセンティブ報酬という性質上、毎事業年度の業績向上への貢献意欲を高めることを目的に、評価指標として連結当期純利益を採用し、業績連動部分は連結当期純利益の達成状況に応じて、変動幅0～200%の範囲で報酬額を決定する。

(2) パフォーマンス・シェア

○中長期インセンティブ報酬という性質上、中長期的な企業価値の向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを目的に、評価指標として以下の4指標を採用し、達成状況に応じて、変動幅0～200%の範囲で報酬額を決定する。



○原則毎事業年度、上記報酬額に相当する当行普通株式を業績評価期間（直前3事業年度）における在任期間に応じて合理的に調整のうえ交付する。

n年度	n+1年度	n+2年度	n+3年度	n+4年度	n+5年度
業績	評価	期間	株式交付		
	業績	評価	期間	株式交付	...
		業績	評価	期間	株式交付

【パフォーマンス・シェアにおける報酬額算定で用いる評価指標の選定理由等】

評価指標	選定理由等
1株当たり連結当期純利益 (連結EPS)	1株当たり当期純利益 (EPS / Earnings Per Share) は、1株に対して当期純利益がいくらかという収益性を示す利益指標である。 当行は、パフォーマンス・シェアを中長期インセンティブ報酬の一つと位置付けており、その性質上、中長期における「結果」を反映した報酬であるべきとの認識の下、当該「結果」を測る指標として、第一に利益指標を挙げる。 その上で、単に連結当期純利益を用いるのではなく、株主から重要視される連結EPSがどれくらい成長したかを評価指標として採用する。

評価指標	選定理由等
連結業務粗利益 経費率 (連結OHR)	業務粗利益経費率（OHR / Over Head Ratio）は、業務粗利益に対する営業経費の割合であり、この割合が低いほど、より少ない営業経費で、より多くの業務粗利益を上げていることを示す効率性指標である。 企業の生産性や効率性の向上は、特にわが国においては社会的要請となっており、加えて、当行が属する銀行セクターにおいては、経費削減への取組みを注視されている状況にあることを踏まえ、中期経営計画の計数目標にも掲げている連結OHRを評価指標として採用する。
株主総利回り (TSR)	株主総利回り（TSR / Total Shareholders Return）は、期初に株式を購入した株主が、期初株価に対しどれだけの配当とキャピタルゲイン（評価損益）を得られたかを示す、株主にとっての投資の収益性を示す指標である。 こうした株主価値指標を評価指標として採用することは「株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高める」という本制度の導入趣旨に沿うものと考ええる。
SDGs経営指標 (当行としての SDGs達成への 貢献を測る指標)	当行グループは、「群馬銀行グループSDGs宣言」に基づき、事業活動を通じてSDGsの達成に貢献し、持続的な社会の実現と経済的価値の創造に努めている。 国連が採択したSDGs17目標のうち、当宣言において当行が特に貢献可能であると定めた7目標に関連した経営指標のなかから評価指標として採用する。

6. 株式報酬の返還・消滅条項に関する考え方

- 過度なリスクテイクを抑制し、経営の健全性を確保するとともに、過度なインセンティブが要因となりえる会計不正等の重大な不祥事や過年度決算の大規模訂正を未然に防止することを目的に、一定の事由が生じた場合に株式報酬の全額または一部を返還・消滅させる条項（いわゆるクローバック条項、マルス条項）を設定する。

7. 自社株保有に関する考え方

- 株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを目的に、社外取締役を除く取締役を対象に、株式報酬を導入するとともに、別に定める「自社株保有ガイドライン」により、各人が役位に応じて一定量以上の当行普通株式（株式報酬型ストックオプションを含む）を保有することを奨励する。

8. 開示方針

- 本方針について、以下の開示資料や媒体を通じてステークホルダーに適切に開示する。
(有価証券報告書、株主総会参考書類、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、ホームページ など)

以 上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果等

(主要な事業内容)

当行は、群馬県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、本店のほか支店・出張所において、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、投資信託・保険商品等の窓口販売業務、信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融サービスを提供しております。

(金融経済環境)

当期のわが国経済は緩やかな回復が続きましたが、年明け以降一部に弱い動きがみられました。輸出は持ち直しましたが、中国経済の減速等の影響を受けて、年末からは弱含んで推移しました。雇用情勢の改善などを背景に、個人消費は持ち直しました。公共投資は弱含みで推移し、住宅投資は横ばいの動きとなりました。設備投資は、企業収益が高水準で推移したこともあり、緩やかに増加しました。鉱工業生産は、緩やかに増加しましたが、年明け後には一部に弱い動きがみられました。

県内経済は、緩やかに回復したものの、一部に弱い動きがみられました。個人消費は、回復基調で推移しました。住宅建設は減少しました。雇用情勢は堅調に推移しました。生産面では、完成車検査問題などの影響で輸送用機械は弱含んで推移しました。

金融面では、日本銀行による金融緩和政策により、長期金利の指標である新発10年国債利回りはゼロ%程度で推移しました。

(事業の経過及び成果等)

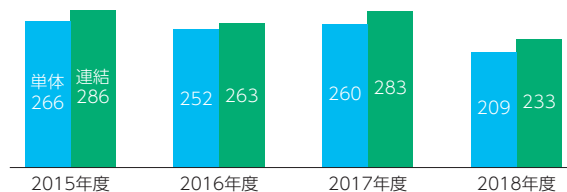
こうした金融経済環境のなか、当行は、2016年4月から3年間の中期経営計画（VT-プラン）の最終年度を迎え、引続き、価値ある提案の実践と収益力の強化およびグループ総合力の発揮に向けた諸施策を展開してまいりました。

■ 損益状況

損益状況につきましては、貸出金利息は増加しましたが、有価証券利息配当金の減少および与信費用の増加などにより、経常利益は前期比65億19百万円減少し319億82百万円、当期純利益は前期比50億83百万円減少し209億72百万円となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比50億44百万円減少し233億21百万円となりました。

当期純利益の推移

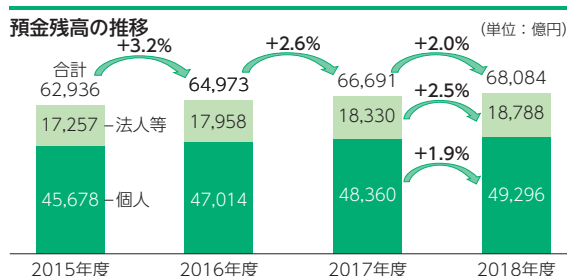
(単位：億円)



(注) 連結は親会社株主に帰属する当期純利益

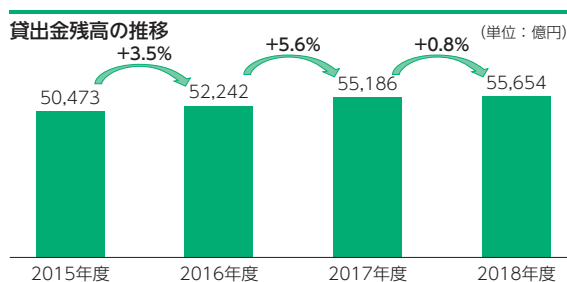
■預金

預金につきましては、前年度末比2.0%増加と安定的に推移し期末残高は6兆8,084億円となりました。個人預金は前年度末比1.9%増加し4兆9,296億円、法人等預金は同2.5%増加し1兆8,788億円となりました。

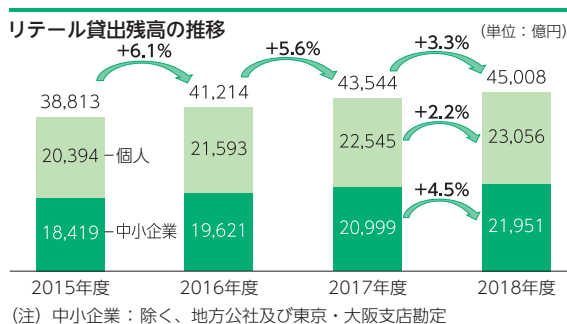


■貸出金

貸出金につきましては、中小企業貸出および個人貸出が引続き高い伸びとなったものの、公共貸出が減少したことから、全体としては前年度末比0.8%増加し、期末残高は5兆5,654億円となりました。

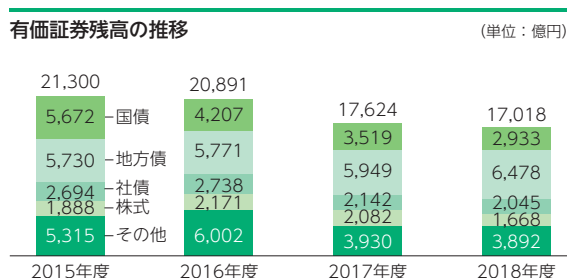


中小企業貸出と個人貸出を合わせたリテール貸出残高は、前年度末比3.3%増加し4兆5,008億円となりました。中小企業貸出は前年度末比4.5%増加し2兆1,951億円、個人貸出は同2.2%増加し2兆3,056億円となりました。



■有価証券

有価証券につきましては、金利水準など国内外の市場動向を注視しつつ適切な運用に努めた結果、前年度末比605億円減少し1兆7,018億円となりました。

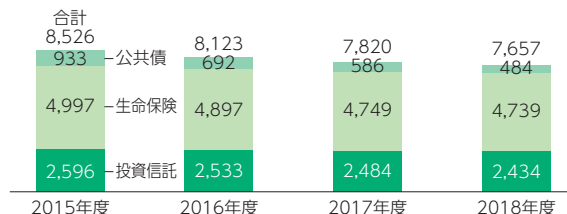


■預かり金融資産

預かり金融資産残高につきましては、公共債の償還などにより前年度末比162億円減少し、期末残高は7,657億円となりました。

預かり金融資産残高の推移

(単位：億円)



(2018年度の取組み)

「地域創生に向けた取組み」

創業支援や事業承継支援等、地域経済の活性化に向けた企業サポートの充実を図るとともに、地方公共団体や大学等との連携協定に基づき、地方創生に向けた取組みを強化しました。

- ・ 2018年 8 月 伊勢崎市との地方創生に関する連携協定を締結
2019年 1 月には、協定に基づき同市のPR事業（市政、観光物産等）を実施
- ・ 2018年 8 月 草津温泉旅館協同組合協賛による草津温泉応援企画「宿泊券・割引特典プレゼント」実施
- ・ 2019年 3 月 群馬県商工会議所連合会との「中小企業等の事業承継支援に関する連携協定」を締結

「法人向けコンサルティング営業の取組み強化」

事業性評価に基づいた最適なソリューションの提案に努め、お客さまの多様なニーズに応えるとともに、ビジネスマッチングや海外展開支援、各種セミナー等による本業支援などに取り組みました。

- ・ 2018年 9 月 クラウドファンディング運営会社との業務提携
- ・ 2018年10月 第6回「ぐんぎんビジネスサポート大賞」の実施
- ・ 2018年11月 「ぐんぎんSDGs私募債」の取扱開始
- ・ 2019年 2 月 カンボジア投資環境視察団の派遣
- ・ 主なセミナー M&Aセミナー、創業者セミナー、医療介護セミナー、補助金活用セミナー、調剤薬局経営セミナー、人材採用・定着セミナー、IoT活用セミナー等
- ・ 主な商談会 タイ日系企業ビジネス交流会、IHI×群馬銀行オープンイノベーションセミナー&個別商談会、Mfair/バンコク2018ものづくり商談会、関東地銀3行中国ビジネスセミナー&交流会 等

「個人向けコンサルティング営業の取組み強化」

お客さまの安定的な資産形成や相続などに関する幅広いニーズに応じた提案に努めるとともに、住宅ローンや無担保消費者ローンの商品性や非対面チャネルの充実に取り組みました。また、休日に営業するローンや資産運用などの相談拠点を新たに設け、お客さまのニーズやライフスタイルに対応した店舗チャネルの充実に取り組みました。

- ・2018年 4 月 「夫婦連生団信付住宅ローン」の取扱開始
- ・2018年 8 月 無通帳口座「ぐんぎんWEB口座」の取扱開始
- ・2018年11月 無担保消費者ローンにおけるWEB完結サービス対象商品を拡大
- ・2018年12月 フリーペーパー「いろは～はじめよう 미래の準備～」を創刊
- ・2019年 2 月 「個人相談プラザ前橋」の開設

「デジタル化技術の活用やキャッシュレス決済への取組み」

2018年5月に、銀行のデジタル化に向けた研究・開発等を共同で行うことを目的として地方銀行7行による連携協定を締結するとともに、翌月には研究・開発を具体化するため、共同出資会社を設立しました。また、デジタル技術を活用した業務効率化を推進するため、RPA導入を進めたほか、スマホ決済サービス事業者等との連携により、キャッシュレス決済への対応に取り組みました。

- ・2018年 5 月 地方銀行7行による連携協定「フィंकロス・パートナーシップ」締結
6月には、7行出資により「株式会社フィंकロス・デジタル」を設立
(同社は2016年の改正銀行法により、銀行の出資規制が緩和された「銀行業高度化等会社」に該当します。)
- ・2018年10月 本部業務におけるRPAの本格導入開始
- ・2019年 1 月 株式会社Origamiとの業務提携
- ・2019年 2 月 みずほ銀行との「J-Coin Pay」に関する業務提携

「グループ総合力向上への取組み」

「ぐんぎん証券株式会社」との銀証連携による証券ビジネスの拡大を図ったほか、昨年10月より営業を開始した「ぐんぎんコンサルティング株式会社」と連携した専門性の高い高度なソリューションの提供にも取り組むなど、グループ会社と連携した幅広いサービスの提供に努めました。

「経営基盤の強化に向けた取組み」

コーポレート・ガバナンスの一層の充実や、マネー・ローンダリング等防止態勢の強化に向けて組織体制を整備しました。また、国連が掲げるSDGs（持続可能な開発目標）への貢献など、持続可能な社会の実現に向けた取組みも強化しました。

- ・2018年 7 月 指名諮問委員会並びに報酬諮問委員会を設置
- ・2019年 2 月 リスク統括部内に金融犯罪対策室を設置
- ・2019年 2 月 「群馬銀行グループSDGs宣言」を制定

(対処すべき課題)

わが国の景気は緩やかな回復を続けているものの、金融面では、金融緩和政策の長期化による貸出金・有価証券運用における利鞘の縮小や、異業種からの新たなプレイヤーの登場など、金融機関経営を巡る環境は、更に厳しさを増しています。

一方で、デジタルイゼーションをはじめとしたテクノロジーの進化は、金融サービスの革新や抜本的なコスト削減など、金融機関に大きなチャンスや可能性をもたらしています。

お客さまのニーズに目を向けると、高齢化や人口減少が進む中、事業者のお客さまにとっては事業承継やデジタル技術活用などによる生産性向上が大きな課題となっています。また、個人のお客さまにとっては、シニア層の増加などに伴い資産承継・相続関連に対する関心が高まっており、これらの課題解決に向け、地域金融機関が果たすべき役割は一層大きくなっています。

このような認識のもと、当行グループでは、2019年4月から3年間を計画期間とする「2019年中期経営計画『Innovation 新次元』～価値実現へ向けて～」をスタートさせました。

この計画では、これまで取り組んできた「価値ある提案」を礎に、その提案価値を実現させることに主眼を置き、目指す企業像を「金融サービスの革新により、お客さまニーズに応え、価値を実現する地域金融グループ」としています。

目指す企業像の実現に向けて、プロセス、チャネル、人材の「3つの改革による経営プラットフォームの転換」と「ビジネスモデルの進化による高度な価値実現」という2つの基本方針を掲げました。この基本方針のもと、従来からの金融サービスの延長ではなく、個々のお客さまの真のニーズに応えられる質の高いコンサルティングを実践し、収益構造の抜本的な転換を目指してまいります。

更には事業活動を通じた社会的課題や環境課題解決に向けた取組みにより、SDGs達成へ貢献するとともに、持続可能な社会の実現と経済的価値の創造に努めてまいります。

「令和」という新たな時代を迎え、グループ役職員一人ひとりがこれまでの仕事の常識やプロセスにとらわれることなくInnovationを積み重ね、地域やお客さまとともに「価値実現」に向けて取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預金	62,936	64,973	66,691	68,084
定期性預金	21,782	21,322	20,803	20,288
その他	41,153	43,650	45,887	47,796
社債	—	100	200	300
新株予約権付社債	225	224	212	221
貸出金	50,473	52,242	55,186	55,654
個人向け	20,394	21,593	22,545	23,056
中小企業向け	20,029	21,276	22,663	23,517
その他	10,050	9,373	9,977	9,080
商品有価証券	10	10	3	13
有価証券	21,300	20,891	17,624	17,018
国債	5,672	4,207	3,519	2,933
その他	15,627	16,683	14,104	14,085
総資産	76,121	79,727	79,874	81,225
内国為替取扱高	395,851	326,355	331,491	338,832
外国為替取扱高 (百万ドル)	4,763	4,811	4,744	5,809
経常利益 (百万円)	39,776	34,522	38,502	31,982
当期純利益 (百万円)	26,620	25,237	26,056	20,972
1株当たり当期純利益 (円)	59.33	57.05	59.96	48.67
信託財産	—	—	0	19
信託報酬 (百万円)	—	—	0	20

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(ご参考)

連結業績の推移

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預金	62,848	64,892	66,619	67,988
貸出金	50,104	51,812	54,734	55,121
有価証券	21,332	20,897	17,631	17,013
総資産	76,315	79,865	80,047	81,401
純資産	5,077	5,261	5,366	5,319
経常収益	1,362	1,441	1,503	1,487
経常利益	436	365	424	357
親会社株主に帰属する 当期純利益	286	263	283	233

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,072人	3,120人
平均年齢	40年9月	40年6月
平均勤続年数	17年8月	17年5月
平均給与月額	411千円	412千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
群馬県	106	(17)	104	(16)
埼玉県	23	(一)	23	(一)
栃木県	10	(1)	10	(1)
東京都	9	(一)	9	(一)
神奈川県	3	(一)	3	(一)
千葉県	1	(一)	1	(一)
長野県	1	(一)	1	(一)
大阪府	1	(一)	1	(一)
国内計	154	(18)	152	(17)
米州	1	(一)	1	(一)
海外計	1	(一)	1	(一)
合計	155	(18)	153	(17)

(注) 上記のほか、海外駐在員事務所および店舗外現金自動設備等の設置状況はそれぞれ次のとおりであります。

	当年度末	前年度末
海外駐在員事務所	2か所	2か所
店舗外現金自動設備	49,802か所	48,677か所
付随業務取扱事務所等	17か所	18か所

□. 当年度新設営業所

営業所名	所在地
プラザ支店	群馬県前橋市元総社町194番地
個人相談プラザ前橋	群馬県前橋市鶴光路町770番地

(注) 上記のほか、当年度において株式会社セブン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を1,545か所設置・846か所廃止、株式会社イーネットとの共同設置店舗外現金自動設備を695か所設置・925か所廃止、株式会社ローソン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を1,070か所設置・407か所廃止、当行の店舗外現金自動設備を8か所設置・15か所廃止しました。

ハ. 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,920
---------	-------

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

□. 重要な設備の新設等
該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
群馬中央興業 株式会社	前橋市元総社町 226番地	物品等の輸送、集配お よび現金自動設備の保 守、運行、管理業務	1971年 2月24日	百万円 10	% 100.00	—
ぐんざん証券 株式会社	前橋市本町二丁目 2番11号	証券業務	2016年 2月12日	3,000	100.00	—
ぐんざん コンサルティング 株式会社	前橋市元総社町 194番地	コンサルティング業務 ベンチャーキャピタル 業務	2018年 4月18日	100	100.00	—
群馬財務(香港) 有限公司 〔 GUNMA FINANCE (HONG KONG) LIMITED 〕	香港 九龍 チムサーチョイ25 カントンロード ハーバースティ ゲートウェイタワー1 608号室 〔 Suite 608 Tower 1 The Gateway Harbour City 25 Canton Road Tsim Sha Tsui Kowloon Hong Kong 〕	預金、貸付、外国為 替、資金為替取引、証 券およびその他金融関 連業務	1991年 2月19日	3,202 〔 百万米ドル 30 〕 (注3)	100.00	—
ぐんざんリース 株式会社	前橋市元総社町 171番地1	動産の取得および賃貸 借	1973年 10月1日	180	47.95	—
群馬信用保証 株式会社	前橋市元総社町 194番地	保証業務	1983年 9月28日	30	45.45	—

(注) 1. 資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 群馬財務(香港)有限公司の資本金は、株式取得時の為替相場による円換算額を付しております。

4. 上記6社は、連結対象の子会社および子法人等であります。また、その他の持分法適用会社は3社であります。

5. ぐんざんコンサルティング株式会社は2018年4月に新規設立し、同年10月に開業いたしました。

(重要な業務提携の概況)

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中央金庫を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス、コンビ二収納サービス、Webでの口座振替受付サービス等を行っております。
4. 群馬県内の金融機関（当行、株式会社東和銀行、信用金庫、信用組合、中央労働金庫および農林中央金庫）の提携により、群馬ネット資金センター（略称 G-NETセンター）の相互利用による代金回収（G-NET代金回収サービス）の提供を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金・残高照会のサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金・残高照会のサービスを行っております。
8. 株式会社東邦銀行、株式会社足利銀行、株式会社常陽銀行、株式会社横浜銀行、株式会社山梨中央銀行、株式会社八十二銀行、株式会社栃木銀行の各行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
9. 群馬県内5信用金庫（高崎信用金庫、アイオー信用金庫、利根郡信用金庫、館林信用金庫、北群馬信用金庫）とそれぞれ個別に提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
10. 群馬県内3信用組合（群馬県信用組合、あかぎ信用組合、ぐんまみらい信用組合）とそれぞれ個別に提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
11. 株式会社池田泉州銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行および株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィंकロス・パートナーシップ」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況
該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項
該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
木部 和雄	取締役会長（代表取締役） 〔監査部および全般〕		
齋藤 一雄	取締役頭取（代表取締役） 〔全般〕		
堀江 信之	専務取締役 〔営業統括部、ローン営業部、 コンサルティング営業部、 資産形成サポート部〕		
深井 彰彦	専務取締役 〔総合企画部、人事部、秘書室〕		
平澤 洋一	常務取締役 〔審査部、事務統括部、事務集中部〕		
金井 祐二	常務取締役 〔リスク統括部、総務部、 システム部〕		
花崎 哲	常務取締役 〔市場金融部、国際営業部〕	群馬財務（香港）有限公司 董事長	
武藤 英二	取締役（社外取締役）	株式会社高島屋 社外監査役	
近藤 潤	取締役（社外取締役）		
中村 修輔	常勤監査役		
渡辺 紀幸	常勤監査役		
小林 洋右	監査役（社外監査役）		
福島 金夫	監査役（社外監査役）		
田中 誠	監査役（社外監査役）	タクス税理士法人 代表社員 翠星監査法人 代表社員 ホーチキ株式会社 社外監査役	財務および会計 に関する相当の 知見を有するも のであります。

(注) 取締役武藤英二氏および近藤潤氏並びに監査役福島金夫氏および田中誠氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数（人）	報酬等
取締役	10	301 (117)
監査役	6	59 (一)
計	16	361 (117)

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「報酬等」には、月額報酬のほか、役員賞与およびストックオプションとして付与した新株予約権に係る費用が含まれております。月額報酬以外の報酬等については、合計額を（ ）に内書きしております。

3. 当事業年度の月額報酬以外の報酬等の内訳は、以下のとおりであります。

・役員賞与引当金繰入額（取締役48百万円）

・ストックオプションとして付与した新株予約権に係る費用計上額（取締役69百万円）

4. 年間の報酬限度額は、2012年6月の株主総会で下記のとおり決議されております。

なお、当事業年度の取締役および監査役の報酬等は、この限度額の範囲内となっております。

区分	報酬限度額		当事業年度実績額
取締役	賞与相当額も含めた報酬限度額	年額360百万円以内	232百万円
	上記限度額の別枠として社外取締役以外の取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬限度額	年額120百万円以内	69百万円
監査役	報酬限度額	年額80百万円以内	59百万円

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
武藤 英二	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
近藤 潤	
小林 洋右	
福島 金夫	
田中 誠	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	当行と当該兼職先との関係
武藤 英二	株式会社高島屋 社外監査役	当行との間で通常の営業取引を行っております。
田中 誠	タクス税理士法人 代表社員 翠星監査法人 代表社員 ホーチキ株式会社 社外監査役	当行との間で通常の営業取引を行っております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
武藤 英二	3年9ヶ月	当期開催の取締役会（14回） すべてに出席しております。	金融に関する幅広い経験・見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
近藤 潤	2年9ヶ月	当期開催の取締役会すべてに出席しております。	企業経営についての豊富な経験および幅広い見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
小林 洋右	6年9ヶ月	当期開催の取締役会および監査役会（15回）すべてに出席しております。	会社経営者としての経験・見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
福島 金夫	4年9ヶ月	当期開催の取締役会および監査役会すべてに出席しております。	長年にわたる地方行政等の経験や実績に基づいた幅広い見識に基づき発言を適宜行っております。
田中 誠	2年9ヶ月	当期開催の取締役会および監査役会すべてに出席しております。	公認会計士としての豊富な経験および幅広い知見に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数（人）	銀行からの報酬等
報酬等の合計	5	35

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 1,351,500千株

発行済株式の総数 453,888千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

18,798名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	19,291 千株	4.51 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	17,344	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	16,051	3.76
株式会社三井住友銀行	12,148	2.84
群馬銀行従業員持株会	11,983	2.80
明治安田生命保険相互会社	11,056	2.59
住友生命保険相互会社	10,657	2.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	7,754	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	7,723	1.80
日本生命保険相互会社	7,608	1.78

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は、発行済株式総数から当行所有自己株式（27,065千株）を控除して計算しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人	66	(注) 2. 3.
指定有限責任社員 岩 部 俊 夫		
指定有限責任社員 川 口 輝 朗		
指定有限責任社員 日下部 恵 美		

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。
3. 監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由
 当行監査役会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、これらについて相当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
4. 当行における公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、以下のとおりであります。
 ・社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務
5. 当行、子会社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、80百万円であります。
6. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
7. 上記の金額は、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性や監査態勢等に問題が認められるなど、当行の監査業務に重大な支障を来すと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当し、当行の監査業務に重大な支障を来すと判断したときは、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

ロ. 子会社の会計監査人の状況

当行子会社群馬財務（香港）有限公司の計算関係書類の監査は、アーンスト・アンド・ヤングが行っております。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7. 業務の適正を確保する体制

○業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、全役職員が法令・定款および「企業理念」を遵守した行動をとるための規範として、「企業倫理」、「行動指針」並びにコンプライアンスの基本規定である「コンプライアンス規定」を定める。
- ② コンプライアンスの徹底を図るため、行内統括部署をリスク統括部とし、取締役会が決定したコンプライアンス行動計画に従い、全行にわたるコンプライアンスの取組みを統括させ、定期的に取締役会に実践状況を報告させる。
- ③ コンプライアンスに関する重要事項の協議、実践状況の確認を行うため、コンプライアンス委員会を定期的に開催する。また、「内部通報制度取扱規定」に基づく「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。
- ④ 反社会的勢力との関係を遮断し、これらを排除するための内部体制を整備する。
- ⑤ 提供する商品・サービスがマネー・ローンダリングやテロリストへの資金供与に利用され得るという認識の下、これらを防止するための実効的な管理態勢を構築する。
- ⑥ 取締役会は取締役の職務執行を監督するとともに、業務執行の適正を確保するための態勢整備に努める。
- ⑦ 監査役および業務執行部門から独立した監査部がコンプライアンスに関する監査を実施する。
- ⑧ 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本規定」を定め、財務報告に係る内部統制が適切に整備および運用される体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めるところによるほか、議事録・本部申請書等の文書の保存および管理に関する行内規定により適切かつ確実に保存・管理する。
- ② 取締役および監査役が必要に応じて閲覧できる保管体制とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理に関する基本方針」を定めて管理すべきリスクを認識し、個々のリスクの管理責任部署を定めるとともに、全行的なリスク管理の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクの適切な把握と管理を行う。
- ② 取締役会は、リスク管理に関する基本規程等重要事項を決定するとともに主要なリスクの状況について定期的に報告を受ける。
- ③ 大規模災害、大規模システム障害など不測の事態を想定した「危機管理計画」を策定し、定期的に訓練を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に「付議基準」および「報告基準」を定め、適切かつ効率的な業務運営を図る。
- ② 職務の執行にあたっては、「職制規定」、「業務分掌規定」、「職務権限規定」により、執行権限、執行責任者を定める。

(5) 当行および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社運営ルールに従い、業務上の重要事項については当行との協議制とするグループ経営管理を行う。また、グループ経営会議を定期的に行い、業務執行状況、財務状況の把握や情報の共有化を図る。
- ② グループ会社各社は、コンプライアンスやリスク管理に関する規定等を定め、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢の確立を図る。また、社内通報制度を整備するとともに当行の「コンプライアンス・ホットライン」を活用できる体制とする。
- ③ 重大なリスクを伴う事項については、企業グループ全体の利益の観点から、監査部による監査を実施する。
- ④ 当行およびグループ会社各社は、相互に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務遂行を補助するため、監査役補助職務を担う使用人（監査役スタッフ）を1名以上配置する。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査役スタッフは、業務の執行に係る役職は兼務しないものとし、取締役の指揮・監督を受けない監査役直属の使用人とする。
- ② 監査役スタッフの異動については監査役の同意を得ることとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 常務会等の会議およびグループ経営会議に監査役が出席し、意見を述べる機会を確保する。
- ② 当行およびグループ会社の役職員は、当行および当行グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には当該事実に関する事項、その他監査役が必要と認めた事項について、監査役に報告する。
- ③ 「内部通報制度取扱規定」を適切に運用することにより、当行およびグループ会社における法令違反その他のコンプライアンスに反する事項に関して監査役への適切な報告体制を維持する。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に前項の報告を行った当行およびグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払いや債務の弁済の請求をしたときには、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払いや債務の弁済を行う。

(11) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、当行の運営に関する意見交換等を行い意思の疎通を図るとともに、相互認識と信頼関係を維持する。
- ② 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な会議への監査役の出席を確保するなど監査環境の整備を図るとともに、監査役会が定める「監査役監査基準」を尊重する。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当行は、業務の適正を確保するための体制について、原則として年1回、定期的に確認し、必要に応じて見直しを行っております。2019年4月開催の取締役会において、当該体制の整備に係る基本方針の見直しを行うとともに、当事業年度における当該体制の整備・運用状況について年次検証を行いました。

(1) コンプライアンス体制

企業理念に則り、コンプライアンスの基本方針である「企業倫理」、コンプライアンスの遵守基準である「行動指針」並びにコンプライアンスの基本規定である「コンプライアンス規定」を定めております。また、コンプライアンス委員会を原則月1回開催し、コンプライアンス行動計画の策定や達成状況等について協議しております。

国際的な犯罪・テロの脅威が増すなか、犯罪・テロ資金根絶に向けた国際社会からの要請が一段と高まる状況下、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、マネロン等）防止対策の高度化を喫緊の経営課題と認識しており、当事業年度において、マネロン等防止対策や金融犯罪対策を一元的に統括・管理する専担部署として「金融犯罪対策室」を設置するなど、マネロン等防止態勢の強化と実効性向上に取り組んでおります。

(2) リスク管理体制

「リスク管理に関する基本方針」において、リスク統括部を全行的なリスクの管理部署と定義し、管理すべきリスクの種類を規定しており、リスク統括部はリスク管理関連部と連携して、当行全体のリスクの把握と管理に努めています。また、取締役会はリスク管理に関する基本規程等重要事項を決定するとともに、主要なリスクの状況について定期的に報告を受けております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しており、必要に応じて、臨時に開催しております。また、タブレット端末を活用し、取締役会資料について、原則として3営業日前までに電子媒体による閲覧を可能とするなど、取締役へのサポート体制の充実に努めております。

当事業年度も、全取締役並びに全監査役を対象にしたアンケート調査結果をもとに、取締役会全体の実効性の分析・評価を実施し、取締役会の機能向上に向けて継続的に取り組んでおります。

また、取締役の指名や報酬に関する意思決定に独立社外取締役が適切に関与する体制を構築し、その意思決定手続きの客観性と透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、当事業年度において、取締役会の諮問機関として「指名諮問委員会」並びに「報酬諮問委員会」を設置いたしました。

(4) 監査役監査の実効性の確保

監査役は、当行およびグループ会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、常務会やグループ経営会議等の行内会議に出席し、意見を述べる機会を確保しております。また、監査役会直属の監査役室に監査役スタッフを配置しております。

当事業年度も、代表取締役と監査役との年2回の定期的な意見交換や、社外取締役と監査役との年4回の定期的な意見交換に加え、代表取締役を含む業務執行取締役と常勤監査役との意見交換を継続的に実施するなど、意思疎通に努めることで、監査役監査の実効性の確保につなげております。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10. 会計参与に関する事項

該当ありません。

11. その他

該当ありません。

■ 第134期末 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	755,196
現金	52,367
預け金	702,828
買入金銭債権	9,965
商品有価証券	1,355
商品国債	51
商品地方債	303
その他の商品有価証券	999
金銭の信託	4,368
有価証券	1,701,883
国債	293,368
地方債	647,837
社債	204,573
株式	166,856
その他の証券	389,247
貸出金	5,565,495
割引手形	36,533
手形貸付	103,238
証書貸付	4,919,147
当座貸越	506,575
外国為替	6,786
外国他店預け	6,719
買入外国為替	18
取立外国為替	48
その他資産	27,204
前払費用	13
未収収益	5,347
金融派生商品	7,207
金融商品等差入担保金	914
その他の資産	13,722
有形固定資産	65,658
建物	18,166
土地	41,661
リース資産	845
建設仮勘定	248
その他の有形固定資産	4,736
無形固定資産	10,497
ソフトウェア	9,962
その他の無形固定資産	534
前払年金費用	3,011
支払承諾見返	10,638
貸倒引当金	△ 39,495
資産の部合計	8,122,564

科 目	金 額
負債の部	
預金	6,808,474
当座預金	275,590
普通預金	4,311,161
貯蓄預金	97,126
通知預金	13,413
定期預金	2,025,407
定期積金	3,464
その他の預金	82,311
譲渡性預金	207,681
売現先勘定	18,181
債券貸借取引受入担保金	44,503
借入金	412,907
借入金	412,907
外国為替	369
外国他店預り	1
売渡外国為替	116
未払外国為替	250
社債	30,000
新株予約権付社債	22,198
信託勘定借	1,984
その他負債	28,880
未払法人税等	4,306
未払費用	4,668
前受収益	1,609
給付補填備金	0
金融派生商品	8,049
金融商品等受入担保金	1,194
リース債務	845
その他の負債	8,207
役員賞与引当金	48
退職給付引当金	503
役員退職慰労引当金	378
睡眠預金払戻損失引当金	905
ポイント引当金	135
偶発損失引当金	938
繰延税金負債	17,498
再評価に係る繰延税金負債	7,917
支払承諾	10,638
負債の部合計	7,614,144
純資産の部	
資本金	48,652
資本剰余金	29,114
資本準備金	29,114
利益剰余金	356,012
利益準備金	43,548
その他利益剰余金	312,464
圧縮記帳積立金	1,052
別途積立金	272,650
繰越利益剰余金	38,761
自己株式	△ 16,977
株主資本合計	416,802
その他有価証券評価差額金	77,357
繰延ヘッジ損益	△ 179
土地再評価差額金	13,929
評価・換算差額等合計	91,107
新株予約権	510
純資産の部合計	508,420
負債及び純資産の部合計	8,122,564

■ 第134期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		118,998
資金運用収益	81,558	
貸出金利息	57,680	
有価証券利息配当金	22,762	
コールローン利息	101	
預け金利息	159	
その他の受入利息	855	
信託報酬	20	
役務取引等収益	19,082	
受入為替手数料	4,825	
その他の役務収益	14,256	
その他業務収益	1,368	
外国為替売買益	525	
商品有価証券売買益	1	
国債等債券売却益	584	
国債等債券償還益	35	
金融派生商品収益	220	
その他経常収益	16,968	
償却債権取立益	5	
株式等売却益	16,159	
金銭の信託運用益	9	
その他の経常収益	795	
経常費用		87,015
資金調達費用	7,155	
預金利息	1,520	
譲渡性預金利息	1,086	
コールマネー利息	△ 5	
売現先利息	352	
債券貸借取引支払利息	1,085	
借用金利息	546	
社債利息	126	
金利スワップ支払利息	2,432	
その他の支払利息	10	
役務取引等費用	8,566	
支払為替手数料	815	
その他の役務費用	7,751	
その他業務費用	3,324	
国債等債券売却損	3,284	
国債等債券償却	39	
営業経費	57,663	
その他経常費用	10,305	
貸倒引当金繰入額	7,440	
貸出金償却	4	
株式等売却損	1,680	
金銭の信託運用損	57	
その他の経常費用	1,123	
経常利益		31,982
特別利益		39
固定資産処分益	39	
特別損失		515
固定資産処分損	350	
減損損失	164	
税引前当期純利益		31,507
法人税、住民税及び事業税	10,884	
法人税等調整額	△ 349	
法人税等合計		10,534
当期純利益		20,972

連結計算書類

■ 第134期末 (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資産の部	現金預け金	752,818	負債の部	預金	6,798,874
	買入金銭債権	9,965		譲渡性預金	183,181
	商品有価証券	1,355		売現先勘定	18,181
	金銭の信託	5,938		債券貸借取引受入担保金	44,503
	有価証券	1,701,356		借入金	417,342
	貸出金	5,512,182		外国為替	367
	外国為替	6,786		社債	30,000
	リース債権及びリース投資資産	55,302		新株予約権付社債	22,198
	その他資産	46,053		信託勘定借	1,984
	有形固定資産	68,806		その他負債	49,895
	建物	18,444		役員賞与引当金	48
	土地	42,136		退職給付に係る負債	4,848
	リース資産	797		役員退職慰労引当金	390
	建設仮勘定	248		睡眠預金払戻損失引当金	905
	その他の有形固定資産	7,178		ポイント引当金	135
	無形固定資産	10,678		偶発損失引当金	938
	ソフトウェア	10,135		特別法上の引当金	0
	その他の無形固定資産	543		繰延税金負債	15,823
	退職給付に係る資産	1,471		再評価に係る繰延税金負債	7,917
	繰延税金資産	1,498		支払承諾	10,638
	支払承諾見返	10,638	負債の部合計		7,608,175
	貸倒引当金	△ 44,716	純資産の部	資本金	48,652
資産の部合計		8,140,134		資本剰余金	29,255
				利益剰余金	376,865
				自己株式	△ 16,977
				株主資本合計	437,795
				その他有価証券評価差額金	78,127
				繰延ヘッジ損益	△ 179
				土地再評価差額金	13,929
				為替換算調整勘定	86
				退職給付に係る調整累計額	△ 3,846
				その他の包括利益累計額合計	88,118
			純資産の部合計	新株予約権	510
				非支配株主持分	5,534
			負債及び純資産の部合計		8,140,134

■ 第134期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結損益計算書 (単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		148,730
資金運用収益	81,500	
貸出金利息	57,540	
有価証券利息配当金	22,901	
コールローン利息	101	
預け金利息	101	
その他の受入利息	855	
信託報酬	20	
役務取引等収益	20,938	
その他業務収益	28,654	
その他経常収益	17,616	
償却債権取立益	5	
その他の経常収益	17,611	
経常費用		112,945
資金調達費用	7,190	
預金利息	1,531	
譲渡性預金利息	1,083	
コールマネー利息	△ 5	
売現先利息	352	
債券券借取引支払利息	1,085	
借用金利息	573	
社債利息	126	
その他の支払利息	2,443	
役務取引等費用	7,765	
その他業務費用	27,794	
営業経費	59,111	
その他経常費用	11,082	
貸倒引当金繰入額	8,148	
その他の経常費用	2,933	
経常利益		35,785
特別利益		39
固定資産処分益	39	
特別損失		516
固定資産処分損	352	
減損損失	164	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		35,308
法人税、住民税及び事業税	12,120	
法人税等調整額	△ 413	
法人税等合計		11,706
当期純利益		23,601
非支配株主に帰属する当期純利益		280
親会社株主に帰属する当期純利益		23,321

■ 会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社群馬銀行
取締役会 御中

2019年5月8日

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部 俊夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口 輝朗 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下部 恵美 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社群馬銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社群馬銀行
取締役会 御中

2019年5月8日

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部 俊夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口 輝朗 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下部 恵美 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社群馬銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社群馬銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第134期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けるとともに、必要に応じて子会社へ赴き調査をいたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

株式会社 群馬銀行 監査役会

常勤監査役	中村	修輔	㊟
常勤監査役	渡辺	紀幸	㊟
監査役（社外監査役）	小林	洋右	㊟
監査役（社外監査役）	福島	金夫	㊟
監査役（社外監査役）	田中	誠	㊟

「群馬銀行グループSDGs宣言」



群馬銀行グループSDGs宣言

(GB Sustainability Policy 2030)

私たちは、地域社会の発展を常に考えた事業活動の推進を通じて、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、持続可能な社会の実現と経済的価値の創造に努めてまいります。

<重点課題と取組方針>

1. 地域経済の持続的発展

- 地域の事業者の皆さまの成長支援や、地域活性化に向けた取組みを充実させるとともに、お客さまの多様なニーズに応じた金融サービスの提供により、地域経済の持続的な発展をサポートします。
- 次世代の担い手を育成するための多様な教育機会の提供・拡充に努めるとともに、地域の皆さまの金融リテラシー向上に向けて、金融経済教育の充実に取り組みます。



2. 地球環境の保全と創造

- 群馬銀行環境方針に基づき、環境保全や美しい環境の創造に取り組むお客さまを支援するとともに、私たちの事業における環境負荷の低減に取り組みます。



3. 多様な人材の活躍推進

- 女性や若年層、シニア層などすべての職員が生き生きと活躍できる職場づくりに向けて、役職員の多様性を高め、その活躍に向けた育成や柔軟な働き方の実現に取り組みます。



4. パートナーシップの推進

- 地方公共団体や法人、個人のお客さまなどのパートナーシップにより、地域全体で持続可能な社会の実現に向けて取り組みます。



※「持続可能な開発目標（SDGs）」

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ2030」で掲げられた17の目標（ゴール）。

SDGsは、Sustainable Development Goalsの略。

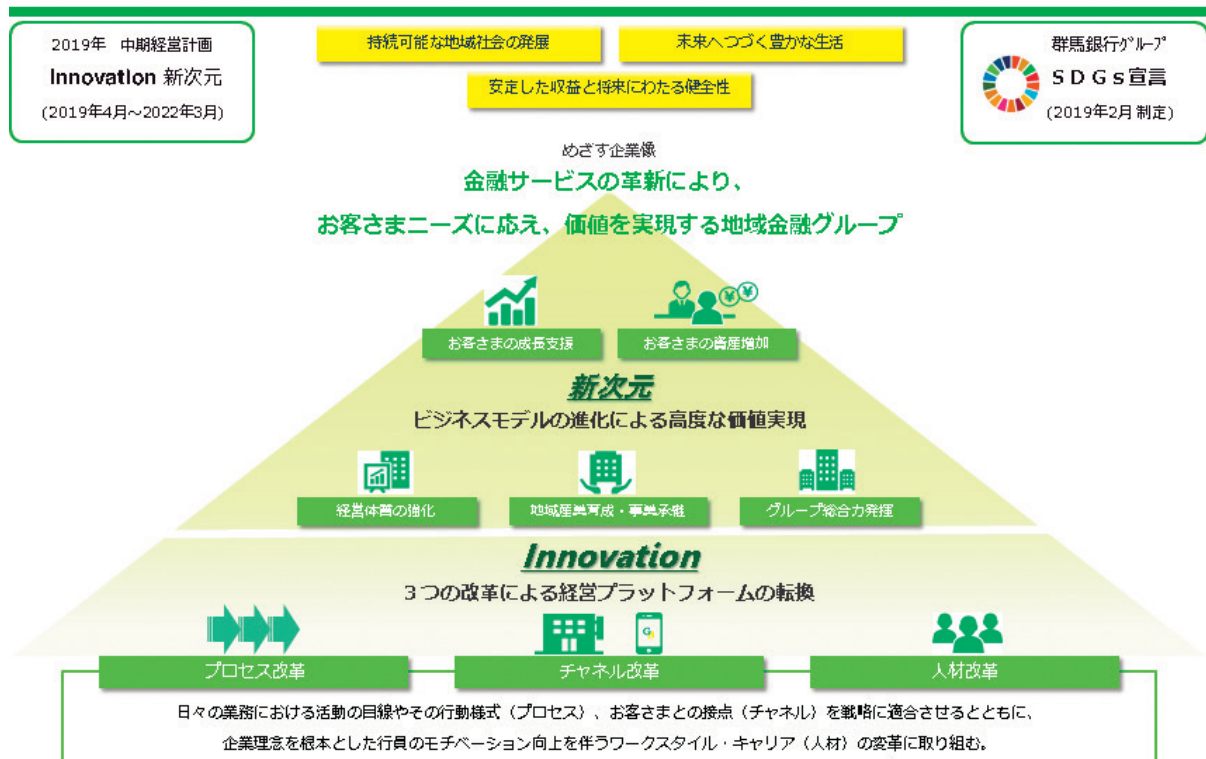
SDGsでは、2030年までに貧困や飢餓撲滅、ジェンダー平等などの社会的課題や環境問題を解決し、持続可能な社会を実現していくことをめざしている。



(ご参考)

2019年 中期経営計画「Innovation 新次元」～価値実現へ向けて～

●計画の骨子



●計画最終年度（2022年3月期）における連結計数目標

収益性指標	親会社株主に帰属する当期純利益	240億円	効率性指標	OHR	65%程度
	非金利業務利益※1	200億円	健全性指標	総自己資本比率	12%台
	RORA※2	0.5%以上			

※1 非金利業務利益：役務取引等利益とその他業務利益（債券関係損益を除く）の合計額

※2 RORA：リスクアセットに対する利益の割合であり、リスクに対する収益性を表す

RORA＝親会社株主に帰属する当期純利益／リスクアセット

○2018年10月～2019年3月の取組みをご紹介します。

トピックス

■「個人相談プラザ前橋」の開設

2019年2月

2019年2月、個人のお客さま向けにコンサルティングを行う新拠点「個人相談プラザ前橋」を前橋みなみモール内に開設しました。

「個人相談プラザ前橋」では、各種ローンのご相談や投資信託等の運用相談、保険の相談、相続（遺言信託等）の相談等を受付し、個人のお客さまの様々なニーズに応じてまいります。また、平日の夕方や土・日・祝休日にも営業するとともに、プライバシーに配慮したブースや、ファミリー向けのブース等を設置し、平日の昼間に来店が難しいお客さまや、買い物ついでのお客さま、お子さま連れのお客さまなど、幅広いお客さまにゆっくりとご相談いただけます。



外観



店内

■キャッシュレス決済への対応

2019年1月～2月

資金の受渡しに現金を用いない「キャッシュレス」は政府が進める取組みや、個人間送金サービスを取扱う事業者の拡大などにより、今後の発展が高く見込まれています。

当行は、2019年1月に株式会社Origami（サービス名：Origami Pay）と、2019年2月に株式会社みずほ銀行（同：J-Coin Pay）と、同じく2月に株式会社メルペイ（同：メルペイ）とそれぞれスマホ決済サービスに関する業務提携を行いました。

今後もスマホ決済サービス事業者と連携し、キャッシュレス決済を積極的に推進することにより地域経済の活性化をめざしてまいります。

■「カンボジア投資環境視察団」の実施

2019年2月

2019年2月、ぐんぎん経営倶楽部会員を対象とした「カンボジア投資環境視察団」を実施しました。

カンボジアはメコン経済圏の一角を成し、タイ、ベトナムを繋ぐ南部経済回廊の中心部に位置する好立地、積極的な外資誘致政策、安価で豊富な労働力の供給等から新たな進出先として注目を集めています。

5日間の行程で、開発が進む経済特区や急速な発展を遂げる首都プノンペン等を視察しました。



現地企業を視察

■フリーペーパー「いろは」の創刊

2018年12月

2018年12月、フリーペーパー「いろは」を創刊・発行しました。

2018年2月、入行5年目の行員を受講者として実施した「経営企画研究体験」研修の一つとしてビジネスプランコンテストを行いました。本件は当該コンテストで最高賞を受賞したプラン「女性向けニーズ喚起ツール『フリーペーパー』の発行」を実現したものです。

創刊号は、資産形成に関する情報の他に、高崎田町支店・高崎北支店の紹介、全国的にも有名な高崎だるま、近年パワースポット人気でにぎわう群馬県内の神社・仏閣、グルメなどの地域情報を掲載しています。



「いろは」表紙

地域社会への貢献

■ ぐんぎん経営倶楽部を通じた地域貢献

2019年2月

地元企業の皆さまへの情報提供や地域を越えた交流の場を提供することを目的として発足した「ぐんぎん経営倶楽部」では、会員向けメールマガジンの発信やテーマ毎の勉強会の開催などを随時行っております。2019年2月に開催した第4回講演会・交流会では、数学者・作家として活躍される藤原正彦氏の講演や交流会を行い、約280名の会員にご参加いただきました。



経営倶楽部講演会

■ 当行バレーボール部「群馬銀行グリーンウイングス」の活躍

2019年3月

バレーボールのVリーグ女子2部（V2）に参戦している「群馬銀行グリーンウイングス」は、V1昇格をかけた「ファイナル6」に進出し大健闘を見せましたが、惜しくも3位となり、悲願のV1昇格は持越しとなりました。

今後もこのVリーグのほか国体への出場をめざして活動していくとともに、バレーボール教室や「ぐんぎん杯」ママさんバレーボール大会の開催などを通して地域社会への貢献活動も積極的に行ってまいります。



ファイナル6での戦い

■ 金融経済教育への取り組み

2018年12月

高校生が楽しみながら金融経済に触れ、金融知力を身につける機会を提供するため全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」群馬大会を開催しております。

過去最多の30チーム60名が参加した今回は、中央中等教育学校「SUMMITS」が優勝し、全国大会への出場を果たしました。「SUMMITS」は46チーム92名が参加した全国大会でも大活躍をみせ、見事準優勝に輝きました。



エコノミクス甲子園群馬大会

■ 公益財団法人群馬銀行環境財団の活動

2018年11月、2019年3月

快適で健全な環境の整備向上をめざして設立した公益財団法人群馬銀行環境財団では、啓発活動や助成活動に取り組んでおります。

2018年11月、群馬県内の小・中学校や高等学校の中から環境改善や保全について実践的で優れた活動を行った11校を「群馬銀行環境財団教育賞」として表彰しました。また、2019年3月には、自然環境の保全活動や調査研究に優れた業績をあげた7団体を「群馬銀行環境財団賞」として表彰しました。



環境財団賞受賞者の皆さん

株主総会会場ご案内図

株主総会は群馬銀行本店3階大会議室で開催いたしますので、ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。



所在地： **JR東日本 新前橋駅西口** 徒歩約**15分** → **群馬県前橋市 元総社町194番地**

電話： **027-252-1111** (大代表)

会場へお越しの際は、本店営業部西側の階段またはエレベーターをご利用ください。